

第 5 回

高知県談合防止対策検討委員会

日 時 平成 24 年 11 月 5 日 (月)
14:00 ～ 16:00

場 所 高知市本町 5 丁目 3 - 20
高知共済会館 3 階 藤

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 事務局報告事項

(2) 談合防止対策の検討の進め方について

(3) その他

3 閉 会

高知県談合防止対策検討委員会委員名簿（五十音順）

任期：H24. 2. 7 ～26. 3. 31

委員氏名	役 職 等	備 考
稲田 知江子	弁護士	高知県建設工事紛争審査会委員
大年 邦雄	高知大学教授 博士（工学） 防災工学ほか	高知県入札・契約監視委員会委員
坂本 征子	元(財)21世紀職業財団高知事務所長 元高知県立療育福祉センター長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
(委員長) 下元 敏晴	弁護士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
甫喜本 敏勝	自動車安全運転センター高知県事務所長 元高知県警察本部刑事部長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
村瀬 儀祐	高知工科大学教授 博士（商学） 会計学	高知県談合情報審査会委員
山本 洋子	(有)瑞穂不動産鑑定取締役 不動産鑑定士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
渡邊 法美	高知工科大学教授 Ph. D リスクマネジメント	高知県土木部総合評価委員会委員長

独占禁止法に基づく排除措置命令等の措置に伴う県の対応について

1 公正取引委員会による建設業者への事前通知に伴う県の対応経過

- H24. 9. 4 公正取引委員会が 30 数社の県内建設業者に対し、処分案を事前通知
- 9. 6 国土交通省四国地方整備局が、県内で施行する工事の入札手続を、公正取引委員会から排除措置命令等がなされるまでの間、延期することを発表
- 9.11 県が発注するすべての工事の入札契約手続を延期(9.11～9.17の間)
- 9.11 高知県建設工事競争入札参加資格者のうち、土木一式A・B・C等級の全 570 社に対して、事前通知の有無を確認するための文書を送付
(提出期限：9.14)

＜調査結果＞

区 分	A等級	B等級	C等級	計
事前通知を受けた	21	14	1	36
事前通知を受けていない	5	203	326	534

- 9.18 「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札契約手続の特例を定める要領」の施行

2 独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札契約手続の特例を定める要領の概要

(1) 趣旨

国土交通省及び県が発注した工事に関し、県内建設業者に対して独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に係る処分案の事前通知が行われたことを受け、県発注の工事において事前通知対象事業者と契約を締結することは県民の理解が得られないと判断し、公正取引委員会の処分がなされるまでは、事前通知対象事業者に対する落札候補者の決定等の入札手続を保留することとするもの

(2) 入札手続の保留（一般競争入札の場合）

- ① 9月18日以降に開札される場合
落札候補者が事前通知対象事業者である場合は、手続を保留
※共同企業体の構成員に事前通知対象事業者が含まれている場合も同様の扱い（以下同じ。）
- ② 9月17日以前に仮契約を締結している場合
仮契約を締結している事業者が事前通知対象事業者である場合は、手続を保留
- ③ 9月17日以前に落札決定している場合
落札者が事前通知対象事業者である場合は、手続を保留
- ④ 9月17日以前に落札候補者を決定している場合
落札候補者が事前通知対象事業者である場合は、手続を保留

(3) 保留期間

公正取引委員会が正式な処分を行うまでの間

(4) 保留後の対応

- ① 該当事業者が公正取引委員会から処分をされ、県の指名停止措置を受けた場合
当該事業者を失格又は手続を取消
- ② 該当事業者が公正取引委員会から処分を受けなかった場合
手続を再開（落札候補者の決定、落札者の決定、契約の締結）

3 公正取引委員会による建設業者への排除措置命令、課徴金納付命令等の概要

(1) 命令日

平成 24 年 10 月 17 日

(2) 違反行為者数、命令対象事業者数及び課徴金額

発注機関	違反行為者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
高知県	24 名	20 名	18 名	4 億 9,107 万円
土佐国道事務所	31 名	26 名	25 名	7 億 5,527 万円
高知河川国道事務所	27 名	24 名	19 名	3 億 9,269 万円
高知港湾・空港 整備事務所	24 名	19 名	17 名	1 億 1,645 万円
合計	延べ 106 名 (実数 44 名)	延べ 89 名 (実数 37 名)	延べ 79 名 (実数 37 名)	17 億 5,548 万円

※① 違反行為者実数 44 名のうち、6 名は建設業に関する事業の譲渡、吸収合併、許可の更新を受けなかったことにより、建設業を営んでいない事業者である。

※② 建設業を営んでいるが排除措置命令を受けていない事業者が 1 名ある。

※③ 県外の事業者が 1 者（現在、県の入札参加資格なし）ある。

(3) 違反行為の概要

① 高知県発注工事

ア 違反行為者数

24 名

イ 違反行為の期間

遅くとも平成 20 年 4 月 1 日以降平成 23 年 3 月 14 日までの間

ウ 違反行為の目的

受注価格の低落防止等を図るため

エ 違反行為の部門

土木一式工事

オ 違反行為の方法等

受注を希望する者の中の話し合いなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反し、県発注の土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限

② 土佐国道事務所及び高知河川国道事務所発注工事

ア 違反行為者数

土佐国道事務所 31名

高知河川国道事務所 27名

イ 違反行為の期間

遅くとも平成20年4月1日以降公正取引委員会の立ち入り検査（平成23年12月6日）までの間

ウ 違反行為の目的

受注価格の低落防止等を図るため

エ 違反行為の部門

一般土木工事

オ 違反行為の方法等

ミタニ建設工業（株）、入交建設（株）、（株）轟組の3社が指定した者を受注予定者とするなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、土佐国道事務所及び高知河川国道事務所発注の一般土木工事の取引分野における競争を実質的に制限

③ 高知港湾・空港整備事務所発注工事

ア 違反行為者数

24名

イ 違反行為の期間

遅くとも平成20年4月1日以降公正取引委員会の立ち入り検査（平成23年12月6日）までの間

ウ 違反行為の目的

受注価格の低落防止等を図るため

エ 違反行為の部門

港湾土木工事

オ 違反行為の方法等

受注を希望する者の中の話し合いなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反し、高知港湾・空港整備事務所発注の港湾土木工事の取引分野における競争を実質的に制限

（4）排除措置命令

① 次の事項を取締役会等で決議すること

ア 違反行為を取りやめている旨を確認すること

イ 今後、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行う旨

- ② ①に基づいて採った措置を他の違反行為者、発注者に通知し、従業員等に周知徹底すること
- ③ 今後、他の事業者と共同して、受注予定者を決定してはならないこと

(5) 課徴金納付命令

納付期限 平成 25 年 1 月 18 日

4 国土交通大臣に対する改善措置要求等について

(1) 入札談合等関与行為の概要

土佐国道事務所及び高知河川国道事務所の違反行為に関し、それぞれの事務所の副所長は、遅くとも平成 20 年 4 月 1 日以降、一般土木工事について、ミタニ建設工業(株)の代表取締役社長の求めに応じ、同人に対し、入札書の提出締切日前までに、入札参加者、入札参加者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。

(2) 改善措置要求

- ① 入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずること。
- ② 国土交通省における調査結果及び改善措置の内容について公表するとともに公正取引委員会に通知すること。

(3) 要請

依然として、入札談合等関与行為が繰り返し行われている事実を踏まえ、国土交通省全体として、入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずること。

- ※ 平成 19 年 3 月 8 日 各地方整備局において発注する水門設備工事に係る入札談合等関与行為について改善措置要求
- ※ 平成 21 年 6 月 23 日 北海道開発局において発注する車両管理業務における入札談合等関与行為について改善措置要求

5 公正取引委員会による建設業者への処分決定に伴う県の指名停止措置等について

(1) 概要

独占禁止法第 3 条に違反する行為は、「高知県建設工事指名停止措置要綱」別表第 2 の第 4 号及び第 5 号に該当することから、県の入札参加資格を有する 37 者に対し指名停止を行うものとする。

(2) 指名停止措置業者名及び所在地

別紙のとおり

(3) 指名停止措置期間

始期はいずれも平成24年10月26日から

月日数 (終 期)	事業者数	
14月 (平成25年11月17日まで)	1者	} ※1
12月 (平成25年9月17日まで)	2者	
10月 (平成25年7月17日まで)	19者	
8月 (平成25年5月17日まで)	13者	
6月 (平成25年3月17日まで)	1者	
9月3日 (平成25年7月28日まで)	1者	※2
合 計	37者	

(注1) ※1の指名停止の月数と()の期間が一致しないのは、「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札契約手続の特例を定める要領(平成24年9月18日施行)」第5条の規定に基づき、平成24年9月18日から10月25日までの間が指名停止期間に算入されることによる。

(注2) ※2は、今回指名停止を行う5月に、建設業法違反に係る指名停止5月(H24.9.29～H25.2.28)の残存期間が合算されることによる。

(注3) 測量、建設コンサルタント等業務についても対象。

6 入札参加者基準及び共同企業体の特例

(1) 入札参加者基準の特例

高知県建設工事入札参加資格者名簿において土木一式工事のB等級に格付け掲載されている事業者については、事業者の事務所所在地を所管する土木事務所・所内事務所発注の工事に入札参加を認めることを基本としている。

特例の施行日以後に入札公告を開始する土木一式工事のうち発注予定額が7,500万円以上1億円未満のものについては、事業者の事務所所在地を所管する土木事務所単位(県下6ブロック)の工事に入札参加を認める。

入札参加資格等の詳細は、工事案件ごとに公告個別事項において定める。

入札参加者基準(現行)	入札参加者基準(特例)
A等級単体又はA等級単体とB等級単体の混合	A等級単体とB等級単体の混合 ○B等級(関係する土木事務所管内に主たる事務所を置くもの(希望地登録を承認されている者を含む。))

(2) 共同企業体の特例

特例の施行日以後に入札公告を開始する土木一式工事のうち、発注予定額が1億円以上の案件については、B等級に格付け掲載されている者同士により構成された特定建設工事共同企業体を入札に参加させることができるものとする。

(3) 特例の施行日

平成24年10月26日

7 今後の対応

(1) 処分の確定後（審判請求期間経過等）

- ① 建設業法に基づく監督処分
- ② 契約書に基づく賠償金の請求等

(2) 談合の原因、背景等の分析

公正取引委員会の調査結果の内容について詳細な把握に努め、原因や背景等を分析。県発注工事に関して指名停止を受けた業者に対し、聞き取り調査を予定。

(3) 建設業界におけるコンプライアンスの確立

県民の皆様は、健全な競争によって県の重要な事業が進められていくであろうという信頼感・安心感を持っていただけの状況となることが重要。

再び建設業界が独占禁止法の疑いを持たれ、県の工事の入札手続が保留されるという事態が生ずることがあってはならない。

まずは建設業界におけるコンプライアンスの確立を最重要課題として、適正な対応を図っていく。

① 関係団体及び各事業者

コンプライアンスの確立なくして県民の期待に応える役割を果たすことができないという認識に立ち、自らコンプライアンスの確立に向けた具体的な行動や体制の充実を図るなど、再び独占禁止法違反の疑いを持たれることのない取組の推進

※ 本日付で、高知県建設業協会、独占禁止法違反とされた事業者等に対し、コンプライアンスの確立に向けた取組の要請文を送付

② 県

違反行為に至った原因・背景を把握するなど幅広く検証を行い、談合が行われにくい入札制度に加え、原因・背景等の諸事情によっては、それらを改善する方策などについて、談合防止対策検討委員会でもご議論いただき、公平・公正な入札制度の確立に向けて、改めるべきところは改め、県民の皆様は信頼感・安心感を持っていたけるよう取り組んでいく。

番号	商号及び名称	土木一式 等級	代表者氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間				
					標準	加算	減免公表	その他	合計
1	ミタニ建設工業株式会社	A	三谷 剛平	高知市針木東町27-28	12月	2月 ※1			14月
2	株式会社轟組	A	吉村 文次	高知市萩町1-5-13	12月				12月
3	入交建設株式会社	A	三谷 斉	高知市南久保4-47	12月				12月
4	大旺新洋株式会社	A	尾崎 憲祐	高知市仁井田1625-2	10月				10月
5	株式会社晃立	A	嶋崎 勝昭	高知市桜馬場8-20	10月				10月
6	青木建設株式会社	A	青木 誠光	須崎市下分甲667-18	10月				10月
7	福留開発株式会社	A	大場 智公	高知市南宝永町19-11	10月				10月
8	四国開発株式会社	A	中村 考男	高知市日の出町2-12	10月				10月
9	株式会社生田組	A	生田 嗣夫	高岡郡四万十町古市町7-34	10月				10月
10	ジョウトク建設株式会社	A	常德 和男	高知市南はりまや町2-228	10月				10月
11	協業組合テスク	A	臼井 誠	宿毛市高砂5387-122	10月				10月
12	須工ときわ株式会社	A	國藤 浩史	高知市潮新町2-12-32	10月				10月
13	山本建設株式会社	A	山本 修	幡多郡黒潮町佐賀2988	10月				10月
14	株式会社田邊建設	A	田邊 聖	高岡郡四万十町大正230-8	10月				10月
15	杉本・宮田建設株式会社	A	三谷 修一	高知市南ノ丸町15-2	10月				10月
16	豚座建設株式会社	A	吉良 正平	四万十市古津賀2-6	10月				10月
17	南国建興株式会社	A	鍋島 理恵	南国市十市3149	10月				10月
18	協業組合竹内・新輝	A	森田 純生	高知市九反田13-11	10月				10月
19	山本建設工業株式会社	B	山本 浩司	宿毛市片島13-53	10月				10月
20	株式会社清水新星	A	清水 映至	高知市池1402	10月		1/2 ※2	4月3日 ※3	9月3日
21	新進建設株式会社	A	小川 裕司	高知市九反田5-8	10月	2月 ※1	1/2 ※2		6月
22	関西土木株式会社	A	西川 一延	高知市仁井田4563-1	8月	2月 ※1			10月
23	株式会社南国・西村	B	森田 健太郎	南国市久礼田2233-3	8月	2月 ※1			10月
24	株式会社大山建設	B	大山 光一	高知市仁井田2236-8	8月	2月 ※1			10月
25	株式会社龍生	A	近澤 克昌	土佐市宇佐町宇佐2827-8	8月				8月
26	株式会社西森建設	B	西森 鶴	吾川郡仁淀川町長者乙2190	8月				8月
27	株式会社上岡工務店	B	上岡 武司	高知市縄手町40-4	8月				8月
28	久保建設株式会社	B	川崎 眞一郎	高知市春野町東諸木2669	8月				8月
29	月灘建設株式会社	B	新谷 誠	幡多郡大月町鉾土604-21	8月				8月
30	東山建設株式会社	B	東山 瑞穂	高知市高須新町3-5-1	8月				8月
31	長香開発株式会社	B	北村 直人	高知市本町3-3-23	8月				8月
32	株式会社米村組	B	三浦 薫也	高岡郡中土佐町久礼6636-1	8月				8月
33	クロシオ建設株式会社	B	常德 祐一	南国市大桶甲1410-1	8月				8月
34	株式会社児玉組	B	児玉 徳尚	宿毛市大深浦130-8	8月				8月
35	株式会社大洋水工	B	寺田 寛	須崎市緑町7-12	8月				8月
36	西本興業株式会社	B	西本 啓純	室戸市佐喜浜町3652-5	8月				8月
37	山手建設株式会社	C	明神 孝一	須崎市大間西町6-14	8月				8月

(注1) 番号20を除く事業者は、「独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札契約手続の特例を定める要領(H24.9.18施行)」第5条の規定に基づき、平成24年9月18日から10月25日までの間が指名停止期間に算入される。

(注2) 「※1」は、「高知県建設工事指名停止措置要綱」第3条第2項第2号の短期加重措置によるもの。

(注3) 「※2」は、「高知県建設工事指名停止措置要綱の取扱い」【別表第2関係】2-(4)-ウに基づき、課徴金減免制度が適用された事実が公表されたため、2分の1の期間とするもの。

(注4) 「※3」は、建設業法違反に係る指名停止5月(H24.9.29~H25.2.28)の平成24年10月25日までに経過した27日間を除く残存期間であり、今回の措置に合算されるもの。

高知県建設工事指名停止措置要綱（抜粋）

（指名停止）

第1条 知事は、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第26条第1項において準用する同規則第6条第2項の名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について県が発注する建設工事の入札参加者の指名の対象外（以下「指名停止」という。）とするものとする。

（指名停止の期間の特例）

第3条

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(2) 別表第2の各号に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、再度別表第2の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき（次号及び第4号に掲げる場合を除く。）。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例）

第4条

(2) 別表第2の第4号から第10号までに掲げる措置要件のいずれかに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

別表第2

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為）	
(4) 県発注工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上14月以内
(5) 県内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2月以上14月以内

高知県建設工事指名停止措置要綱の取扱い（抜粋）

【別表第2関係】

2 独占禁止法違反（第4号－第6号関係）

(4) ウ

別表第2第4号から第6号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、この項前段の期間が別表第2第4号から第6号までに規定する期間の短期を下回る場合においては、第3条第3項の規定を適用するものとする。

独占禁止法に基づく処分の事前通知対象事業者に係る入札契約手続の特例を定める要領（抜粋）

（事前通知対象事業者の指名停止期間の特例）

第5条 事前通知対象事業者が、第3条第1項の指名停止措置の対象者となった場合は、施行日から当該事前通知対象事業者が指名停止措置を受ける日の前日までの間を指名停止の期間に算入するものとする。

附 則

（施行日等）

第1条 この要領は、平成24年9月18日から施行し、同日以後に開札を行う一般競争入札若しくは指名競争入札又は見積合わせを行う随意契約から適用する。

24高建管第828号
平成24年11月5日

(社) 高知県建設業協会長 様

高知県土木部長

コンプライアンスの確立及びそれに向けた改善計画の策定について

日ごろは、県の土木行政の推進にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、公正取引委員会から、国土交通省及び県が発注する工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に違反する行為を行っていたとして、多くの県内建設業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。

独占禁止法に違反する行為があったとされたことは、県の入札における公正かつ自由な競争を阻害し、公共事業、建設業界に対する県民の信頼を著しく損なうものです。早期に、コンプライアンスを確立し、県民の信頼を回復する必要があります。

また、今後、建設業界におけるコンプライアンスが確立されないままでは、再び違反行為によって工事が止まる恐れがあるのではないかと懸念が残り、国の事業採択において他県を優先され、本県の事業が減少することとなったり、民間工事なども県内建設業者が受注することが難しくなるといった憂慮される事態も生じかねません。万一、そういったこととなれば、県経済・雇用への影響は甚大なものになると考えます。

以上のことから、独占禁止法に違反する行為があったとされた事業者に対する指名停止については、高知県指名停止措置要綱及び取扱いに基づき、厳正に対処したところとさせていただきます。

貴協会におかれては、今回の事態を建設業界全体のこととして厳粛に受け止め、コンプライアンスの確立なくして県民の期待に応える役割を果たすことはできないとの認識に立ち、自らコンプライアンスの確立に向けた具体的な行動や体制の充実を図るなど、再び独占禁止法違反の疑いを持たれることのないよう取組を推進し、建設業界に対する信頼回復に努めていただくようお願いいたします。

つきましては、コンプライアンスの確立に向けた具体的な取組に関する改善計画を策定し、速やかに県に報告してください。

なお、県としましても、違反行為に至った原因・背景を把握するなど幅広く検証を行い、談合が行われにくい入札制度に加え、原因・背景等の諸事情によっては、それらを改善する方策などについて、県の談合防止対策検討委員会でもご議論いただき、公平・公正な入札制度の確立に向けて、改めるべきところは改め、県民の皆様に信頼感・安心感を持っていただけるよう取り組んでまいります。

(関係団体あて)

24高建管第828号
平成24年11月5日

様

高知県土木部長

コンプライアンスの確立について

日ごろは、県の土木行政の推進にご理解、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、公正取引委員会から、国土交通省及び県が発注する工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に違反する行為を行っていたとして、多くの県内建設業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。

独占禁止法に違反する行為があったとされたことは、県の入札における公正かつ自由な競争を阻害し、公共事業、建設業界に対する県民の信頼を著しく損なうものです。早期に、コンプライアンスを確立し、県民の信頼を回復する必要があります。

また、今後、建設業界におけるコンプライアンスが確立されないままでは、再び違反行為によって工事が止まる恐れがあるのではないかと懸念が残り、国の事業採択において他県を優先され、本県の事業が減少することとなったり、民間工事なども県内建設業者が受注することが難しくなるといった憂慮される事態も生じかねません。万一、そういったこととなれば、県経済・雇用への影響は甚大なものになると考えます。

貴団体におかれましては、法令遵守のための研修計画を策定していただき、これまでもコンプライアンスの徹底に取り組んでいただいていることとは存じますが、コンプライアンスの確立なくして県民の期待に応える役割を果たすことはできないとの

認識に立ち、研修計画の着実な実施をはじめ、なお一層、コンプライアンスの確立に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

なお、県としましても、違反行為に至った原因・背景を把握するなど幅広く検証を行い、談合が行われにくい入札制度に加え、原因・背景等の諸事情によっては、それらを改善する方策などについて、県の談合防止対策検討委員会でもご議論いただき、公平・公正な入札制度の確立に向けて、改めるべきところは改め、県民の皆様にご信頼感・安心感を持っていただけるよう取り組んでまいります。

(独占禁止法違反とされた事業者あて)

24高建管第828号
平成24年11月5日

様

高知県土木部長

コンプライアンスの確立及びそれに向けた基本方針の策定について

今般、公正取引委員会から、国土交通省及び県が発注する工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に違反する行為を行っていたとして、貴社を含む多くの県内建設業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。

独占禁止法に違反する行為があったとされたことは、県の入札における公正かつ自由な競争を阻害し、公共事業、建設業界に対する県民の信頼を著しく損なうものです。早期に、コンプライアンスを確立し、県民の信頼を回復する必要があります。

また、今後、建設業界におけるコンプライアンスが確立されないままでは、再び違反行為によって工事が止まる恐れがあるのではないかと懸念が残り、国の事業採択において他県を優先され、本県の事業が減少することとなったり、民間工事なども県内建設業者が受注することが難しくなるといった憂慮される事態も生じかねません。万一、そういったこととなれば、県経済・雇用への影響は甚大なものになると考えます。

以上のことから、貴社におかれては、二度と今回のようなことが起こらないよう、また、コンプライアンスの確立なくして県民の期待に応える役割を果たすことはできないとの認識に立ち、自らコンプライアンスの確立に向けて具体的な取組を進めていただくようお願いいたします。

つきましては、コンプライアンスの確立に向けた具体的な取組などについて、基本方針として取りまとめていただき、排除措置命令への対応後、速やかに県に報告してください。

なお、県としましても、違反行為に至った原因・背景を把握するなど幅広く検証を行い、談合が行われにくい入札制度に加え、原因・背景等の諸事情によっては、それらを改善する方策などについて、県の談合防止対策検討委員会でもご議論いただき、公平・公正な入札制度の確立に向けて、改めるべきところは改め、県民の皆様に信頼感・安心感を持っていただけるよう取り組んでまいります。

24高建管第828号
平成24年11月5日

高知県入札参加有資格事業者
代 表 者 様

高 知 県 土 木 部 長

コンプライアンスの確立について

日ごろは、県の土木行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、公正取引委員会から、国土交通省及び県が発注する工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）に違反する行為を行っていたとして、多くの県内建設業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令が行われました。

独占禁止法に違反する行為があったとされたことは、県の入札における公正かつ自由な競争を阻害し、公共事業、建設業界に対する県民の信頼を著しく損なうものです。早期に、コンプライアンスを確立し、県民の信頼を回復する必要があります。

また、今後、建設業界におけるコンプライアンスが確立されないままでは、再び違反行為によって工事が止まる恐れがあるのではないかと懸念が残り、国の事業採択において他県を優先され、本県の事業が減少することとなったり、民間工事なども県内建設業者が受注することが難しくなるといった憂慮される事態も生じかねません。万一、そういったこととなれば、県経済・雇用への影響は甚大なものになると考えます。

各事業者の皆様におかれましては、これまでもコンプライアンスの徹底に取り組んでいただいていることとは存じますが、コンプライアンスの確立なくして県民の期待

に応える役割を果たすことはできないとの認識に立ち、なお一層、コンプライアンスの確立に向けた取組を推進していただきますようお願いいたします。

なお、県としましても、違反行為に至った原因・背景を把握するなど幅広く検証を行い、談合が行われにくい入札制度に加え、原因・背景等の諸事情によっては、それらを改善する方策などについて、県の談合防止対策検討委員会でもご議論いただき、公平・公正な入札制度の確立に向けて、改めるべきところは改め、県民の皆様に信頼感・安心感を持っていただけるよう取り組んでまいります。

また、今般の指名停止に伴う県経済全体への影響を少しでも緩和する観点から、下記の方策を講じることとしています。

記

1 今年度発注予定事業の計画どおりの実施

県工事の発注については、今年度発注を予定している事業については、入札手続が保留となっていた工事の再入札など、一部遅延するものもありますが、それ以外は計画どおり実施します。

2 県内建設業者への予定どおりの発注

当初、県内の建設業者での施行を予定していた工事については、引き続き、県内の建設業者に発注します。

3 融資・相談窓口の確保

県経済全体に及び得る間接的な影響も勘案し、次のような対策を講じます。

(1) 県制度融資枠の確保

中小企業の売上減少に伴う運転資金の不足に対応した県制度融資の融資枠を確保済みであり、状況を見て、必要があれば、融資枠を拡大します。

(2) 県が行う中小企業経営相談の実施

県経営支援課に設置している中小企業経営相談総合窓口において、中小企業から、経営上の個別・具体的な相談を受け、適切なアドバイスや支援制度等の紹介を行います。

(3) 関係団体への協力要請

中小企業の経営相談の窓口である商工会、商工会議所等の関係機関に、企業からの経営相談に対し、きめ細やかな対応をしていただくよう要請しています。

《談合防止対策の検討の進め方について》

1 第1回取りまとめ（H24.3.7）における整理

（1） 対策の基本的な方向

- ① 公正な取引の徹底などコンプライアンスのさらなる徹底を図ること
- ② 談合が行われにくく、発覚させやすい監視体制を敷くこと
- ③ 談合が行われた場合のペナルティーを強化すること
- ④ 談合が行われにくい発注方法を用いること

（2） 早急に実施すべき談合防止対策

- ① コンプライアンスの徹底
 - ア 事業者向けのコンプライアンス研修の実施
 - イ 県職員に対するコンプライアンス研修の継続・充実
- ② 談合情報対応マニュアルの改訂

（3） 今後の検討について

公正取引委員会の調査結果等を踏まえて、ペナルティーの強化や発注方法の見直しを中心に検討を進めていくこととするが、対症療法的な従来の手法に加えて、次のような意見もあることから、様々な観点から議論を重ねていくこととする。

- ① 談合が行われる理由や背景を探り、根本にある原因を排除するための対策を検討すること。
- ② ペナルティーの強化などマイナスの対応だけではなく、事業者にプラスの動機付けを与える対策を検討すること。

2 今後の検討スケジュール等

（1） 第6回（平成24年11月16日（金））

- ① 聞き取り調査の報告
- ② 談合認定工事の分析結果の報告
- ③ 入札制度の見直し及びペナルティーの強化等の検討

（2） 第7回（平成24年11月27日（火））

- ① 聞き取り調査の報告
- ② 入札制度の見直し及びペナルティーの強化等の検討

（3） 第8回（平成24年12月7日（金））

- ① 入札制度の見直し及びペナルティーの強化等の検討
- ② 第2回取りまとめ

排除措置命令及び課徴金納付命令の受命業者一覧（発注者別）

No	等級	許可番号	商号	所在地	右のいずれかの発注者で該当				土佐国道事務所				高知河川国道事務所				高知港湾・空港整備事務所				高知県				課徴金 合計 (万円)
					違反行為	排除措置 命令	課徴金 納付命令	課徴金	違反行為	排除措置 命令	課徴金 納付命令	課徴金	違反行為	排除措置 命令	課徴金 納付命令	課徴金	違反行為	排除措置 命令	課徴金 納付命令	課徴金	違反行為	排除措置 命令	課徴金 納付命令	課徴金	
1	A	00022063	大旺新洋株式会社	高知県高知市仁井田1625-2	○	○	○	—	○	○	456	—	○	○	455					○	○	○	10,660	11,571	
2	A	00006682	ミタニ建設工業株式会社	高知県高知市針木東町27-28	○	○	○	○	○	○	16,047	○	○	○	4,750					○	○	○	5,412	26,209	
3	A	00000973	株式会社轟組	高知県高知市萩町1-5-13	○	○	○	○	○	○	5,473	○	○	○	3,010	○	○	○	1,574	○	○	○	1,251	11,308	
4	A	39009110	新進建設株式会社	高知県高知市九反田5-8	○	○	○	○	○	○	1,804	○	○	○	1,490					○	○	○	4,839	8,133	
5	A	39009000	株式会社晃立	高知県高知市桜馬場8-20	○	○	○	○	○	○	3,919	○	○	○	1,275					○	○	○	3,225	8,419	
6	A	39000855	青木建設株式会社	高知県須崎市下分甲667-18	○	○	○	○	○	○	4,989	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	○	1,177	6,166	
7	A	39009113	福留開発株式会社	高知県高知市南宝永町19-11	○	○	○	○	○	○	2,449	○	○	○	3,651					○	○	○	2,531	8,631	
8	A	39009080	四国開発株式会社	高知県高知市日の出町2-12	○	○	○	○	○	○	4,026	○	○	○	3,247	○	○	○	453	○	○	○	2,251	9,977	
9	A	39008855	株式会社生田組	高知県高岡郡四万十町古市町7-34	○	○	○	○	○	○	2,767	○	○	○	1,423					○	○	○	1,335	5,525	
10	A	39001858	ジョウトク建設株式会社	高知県高知市南はりまや町2-228	○	○	○	○	○	○	3,082	○	○	○	2,095	○	○	○	462	○	○	○	1,589	7,228	
11	A	39009132	入交建設株式会社	高知県高知市南久保4-47	○	○	○	○	○	○	6,237	○	○	○	3,865					○	○	○	4,562	14,664	
12	A	39009222	協業組合テスク	高知県宿毛市高砂5387-122	○	○									○	○	—	—	○	○	—	—	0		
13	A	39001070	須工ときわ株式会社	高知県高知市潮新町2-12-32	○	○	○	○	○	○	2,699	○	○	○	1,777	○	○	○	659	○	○	○	3,669	8,804	
14	A	39001041	山本建設株式会社	高知県幡多郡黒潮町佐賀2988	○	○	○								○	○	○	891	○	○	—	—	891		
15	A	39000174	株式会社田邊建設	高知県高岡郡四万十町大正230-8	○	○	○													○	○	○	1,504	1,504	
16	A	39000175	杉本・宮田建設株式会社	高知県高知市針木東町26-51	○	○	○	○	○	○	845	○	○	—	—	○	○	○	503	○	○	○	465	1,813	
17	A	39002453	株式会社龍生	高知県土佐市宇佐町宇佐2827-8	○	○	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	○	—	—					0	
18	A	39009146	関西土木株式会社	高知県高知市仁井田4563-1	○	○	○	○	○	○	7,011	○	○	○	1,032										8,043
19	A	39000752	豚座建設株式会社	高知県四万十市古津賀2-6	○	○	○													○	○	○	1,491	1,491	
20	A	39001698	南国建興株式会社	高知県南国市十市3149	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	1,973					○	○	○	583	2,556	
21	A	39009368	協業組合竹内・新輝	高知県高知市九反田13-11	○	○	○	○	○	○	1,083	○	○	○	1,169					○	○	○	2,088	4,340	
22	B	39000046	株式会社西森建設	高知県吾川郡仁淀川町長者乙2190	○	○	○	○	○	○	1,384													1,384	
23	B	39001317	株式会社上岡工務店	高知県高知市縄手町40-4	○	○	○	○	○	○	2,428	○	○	○	2,164										4,592
24	B	39003043	山本建設工業株式会社	高知県宿毛市片島13-53	○	○	○								○	○	○	420	○	○	—	—		420	
25	B	39001428	久保建設株式会社	高知県高知市春野町東諸木2669	○	○	○	○	○	○	420	○	○	○	1,112	○	○	○	529						2,061
26	B	39006950	月灘建設株式会社	高知県幡多郡大月町銚土604-21	○	○	○								○	○	—	—							0
27	B	39001427	東山建設株式会社	高知県高知市高須新町3-5-1	○	○	○	○	○	○	845	○	○	○	1,959										2,804
28	B	39005595	株式会社南国・西村	高知県南国市久礼田2233-3	○	○	○	○	○	○	1,861	○	○	—	—	○	○	○	386						2,247
29	B	39007720	株式会社大山建設	高知県高知市仁井田2236-8	○	○	○	○	○	○	1,216	○	○	—	—	○	○	○	439						1,655
30	B	39001278	長香開発株式会社	高知県高知市本町3-3-23	○	○	○	○	○	○	1,429	○	○	—	—										1,429
31	B	39001398	株式会社米村組	高知県高岡郡中土佐町久礼6636-1	○	○	○								○	○	○	974							974
32	B	39004495	クロシオ建設株式会社	高知県南国市大桶甲1410-1	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	1,145										1,145
33	B	39000548	株式会社児玉組	高知県宿毛市大深浦130-8	○	○	○								○	○	○	209							209
34	B	39006514	株式会社大洋水工	高知県須崎市緑町7-12	○	○	○								○	○	○	1,142							1,142
35	B	39000904	西本興業株式会社	高知県室戸市佐喜浜町3652-5	○	○	○	○	○	○	331														331
36	C	39001191	山手建設株式会社	高知県須崎市大間西町6-14	○	○	○								○	○	○	990							990
37	A	39003481	株式会社清水新星	高知県高知市池1402	○			○	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	0
38	—	許可更新社ナ	藤本建設株式会社	高知県高知市稲荷町1210	○		○	○	—	○	628	○	—	○	1,677	○	—	○	805	○	—	○	475		3,585
39	—	吸収合併	新洋共英株式会社	高知県高知市仁井田1625-2	○			○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	0
40	—	吸収合併	株式会社竹内建設	高知県高知市九反田13-11	○			○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	0
41	—	吸収合併	株式会社西村組	高知県須崎市新町1-3-11	○										○	—	—	—							0
42	—	事業譲渡	株式会社和住興産	高知県高知市中宝永町5-21	○		○	○	—	○	2,098														2,098
43	—	事業譲渡	株式会社和住	高知県高知市中宝永町5-21	○		○	○	—	—	—				○	—	○	890							890
44	—	県外業者	井上工業株式会社	大阪府大阪市東淀川区上新庄1-2-9	○		○	○							○	○	○	319							319
					44名	37名	37名	31名	26名	25名	75,527	27名	24名	19名	39,269	24名	19名	17名	11,645	24名	20名	18名	49,107	175,548	

《 課徴金算定対象工事 》

No	工事名	契約日	契約金額	契約の相手方
1	萩谷川床上浸水対策特別緊急工事	平成20年7月3日	216,043,800	福留・龍生特定建設工事共同企業体
2	萩谷川床上浸水対策特別緊急工事	平成20年7月3日	222,446,700	ミタニ・天将土木特定建設工事共同企業体
3	国道494号道路改築工事	平成20年8月7日	125,610,450	株式会社晃立
4	萩谷川（新町川防潮水門）床上浸水対策特別緊急工事	平成20年7月30日	226,650,900	大旺建設株式会社高知本店
5	県道石鎚公園線地方道路交付金（長沢トンネル）工事	平成20年8月18日	346,408,650	晃立・竹内特定建設工事共同企業体
6	県道中平橋原線地方道路交付金（初瀬トンネル）工事	平成20年10月14日	855,200,850	ミタニ・須工ときわ・岩井特定建設工事共同企業体
7	国道441号道路改築（網代トンネル第1工区）工事	平成20年10月14日	1,283,118,900	新進・藤本・伊与田特定建設工事共同企業体
8	国道195号道路改築工事	平成20年8月21日	130,667,250	ジョウトク建設株式会社
9	国道195号道路改築工事	平成20年8月21日	105,863,100	新洋共英株式会社
10	都市計画道路はりまや町一宮線連続立体交差関連公共施設整備工事	平成20年8月21日	188,229,300	新進建設株式会社
11	国道195号道路改築（布師田大橋下部工A1～P3）工事	平成20年8月21日	226,095,450	入交・宮田特定建設工事共同企業体
12	日下川（戸梶川）広域河川改修調整池掘削（5）工事	平成20年9月4日	114,776,550	ミタニ建設工業株式会社
13	県道窪川船戸線道路改築工事	平成20年10月9日	168,008,400	須工ときわ株式会社
14	県道高知南インター線道路改築（坂本橋下部工P2）工事	平成20年11月6日	125,995,800	新洋共英株式会社
15	県道庄田伊野線地方道路交付金工事	平成20年11月10日	340,301,850	ミタニ・田中特定建設工事共同企業体
16	萩谷川床上浸水対策特別緊急工事	平成20年12月18日	316,832,250	轟・田邊特定建設工事共同企業体
17	県道高知南インター線道路改築（絶海池橋下部工P1～P5）工事	平成21年1月13日	282,807,000	入交・福留開発特定建設工事共同企業体
18	国分川広域河川改修（川原田堰下部工）工事	平成20年10月7日	104,552,700	株式会社田邊建設
19	国道195号道路改築工事	平成20年12月10日	101,100,300	南国建興株式会社
20	国道195号道路改築工事	平成20年8月18日	87,690,750	南国建興株式会社
21	県道窪川船戸線交通安全施設等整備工事	平成21年2月27日	111,217,050	青木建設株式会社
22	船谷地区ため池等整備堤体工事	平成21年1月29日	277,478,250	大旺・四国開発建設工事共同企業体
23	国道494号道路改築工事	平成21年7月23日	156,422,700	株式会社晃立
24	国道195号道路改築工事	平成21年8月6日	185,344,950	入交建設株式会社
25	国道195号道路改築工事	平成21年9月3日	149,055,900	ジョウトク建設株式会社
26	国道494号道路改築工事	平成21年9月3日	119,583,450	株式会社晃立
27	国道195号道路改築工事	平成21年9月29日	209,786,850	大旺新洋・清水新星特定建設工事共同企業体
28	県道田村高須線地域活力基盤創造交付金工事	平成21年9月29日	150,473,400	藤本建設株式会社
29	神田川広域河川改修工事	平成21年10月8日	130,185,300	ミタニ建設工業株式会社
30	国分川高潮対策工事	平成21年10月8日	186,715,200	新進建設株式会社
31	都市計画道路はりまや町一宮線住宅地関連公共施設整備工事	平成21年10月8日	111,998,250	福留開発株式会社
32	国道441号道路改築（1号函渠）工事	平成21年11月19日	112,960,050	豚座建設株式会社
33	県道高知東インター線道路改築工事	平成21年9月11日	105,489,300	四国開発株式会社
34	国道439号地域活力基盤創造交付金（仮称仲井谷トンネル）工事	平成22年10月14日	720,472,200	ミタニ・福留開発・晃立特定建設工事共同企業体
35	県道窪川船戸線地域活力基盤創造交付金（岩土トンネル）工事	平成22年10月14日	602,682,150	須工ときわ・青木・杉本土建特定建設工事共同企業体
36	国道195号地域活力基盤創造交付金工事	平成22年9月3日	168,102,900	大旺新洋株式会社高知土木本店
37	国分川高潮対策工事	平成22年9月30日	174,630,750	新進建設株式会社
38	県道庄田伊野線地域活力基盤創造交付金工事	平成22年10月13日	142,759,050	株式会社生田組
39	奈半利港海岸高潮工事	平成22年11月1日	130,154,850	株式会社轟組
40	国道439号地域活力基盤創造交付金工事	平成22年11月1日	244,473,600	株式会社田邊建設
41	国道441号地域活力基盤創造交付金（川登トンネル）工事	平成22年12月22日	519,688,050	豚座・土居・新谷特定建設工事共同企業体
42	県道高知南インター線地域活力基盤創造交付金（五台山トンネル）工事	平成22年12月22日	2,152,500,000	大旺新洋・入交・新進・竹内・新輝特定建設工事共同企業体
43	県道春野赤岡線地域活力基盤創造交付金（文庫鼻トンネル）工事	平成23年1月7日	547,923,600	清水新星・杉本サンコウ特定建設工事共同企業体
44	県道高知空港インター線地域活力基盤創造交付金工事	平成23年1月7日	249,765,600	入交・ジョウトク特定建設工事共同企業体
45	国道439号地域活力基盤創造交付金（落合トンネル）工事	平成23年3月18日	569,060,100	四国開発・関西土木・長重建設特定建設工事共同企業体
46	国分川高潮対策工事	平成23年3月16日	178,702,650	須工ときわ株式会社
47	和食ダム付替道路工事	平成22年8月25日	177,444,750	ミタニ建設工業株式会社
48	県道高知空港インター線地域活力基盤創造交付金工事	平成22年9月8日	114,652,650	協業組合竹内・新輝
49	県道高知東インター線地域活力基盤創造交付金工事	平成22年9月8日	91,615,650	四国開発株式会社
50	山株地区ため池等整備堤体工事	平成23年3月11日	250,216,050	生田・藤田特定建設工事共同企業体
		計	14,609,956,200	